

議案第6号

東久留米市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

東久留米市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年東久留米市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東久留米市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第1項中「5月31日及び11月30日」を「6月1日及び12月1日」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の120」に改め、「乗じて得た額に」の次に「、」を加え、同条第3項中「昭和32年条例第34号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第6条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける者の例による。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、規定を整備する必要がある。